身体拘束等適正化　対応フロー

身体拘束等の必要性が懸念（確認）される事象発生

突発的・緊急な対応を要す場合

施設長（責任者）・虐待防止等担当者へ報告の上身体拘束等開始

通常の対応の場合
（身体拘束等の要否判断するための時間がある）

施設長（責任者）へ報告

※　施設長（責任者）等にて身体拘束等必要性を判断
・利用者の身体拘束等による心身的損害（影響）より、拘束しないことのリスク（生命・身体に影響する危険）が高いか？
・身体拘束等実施の3つの要件を全て満たしているか
：切迫性　　：非代替性　　：一時性

身体拘束等の実施が必要

様式1を作成し、身体拘束廃止検討委員会での検討を依頼

身体拘束廃止検討委員会を開催

身体拘束等は必要ない

身体拘束等以外の方法で対応実施

委員会にて「必要なし」の場合は、拘束を即時解除

※　身体拘束等が必要性と判断した場合の議事録は5年間保存

※　様式１を基に身体拘束等必要性を検討判断
・利用者の身体拘束等による心身的損害（影響）より、拘束しないことのリスク（生命・身体に影響する危険）が高いか？
・身体拘束等実施の3つの要件を全て満たしているか
：切迫性　　：非代替性　　：一時性

身体拘束等必要性が認められない
・身体拘束等以外の方法の提案

身体拘束等必要と認められた場合
・身体拘束等の実施方法の検討
・身体拘束等実施時間・期間の検討
（具体的内容を検討・議事録に明記）

利用者・家族への説明内容の確認
（様式１の説明書内容）

利用者・家族に説明し、同意の上、記名押印頂く

身体拘束等の実施⇒
経過観察⇒再検討
様式２へ記録

委員会で再検討